

委員	第6回会議資料に対する意見	対応	原案維持の理由又は補足
高橋委員	<p>2 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について</p> <p>(1)制度目的と実態を踏まえた制度の在り方</p> <p>人材確保と人材育成の順番について</p> <p>外国人労働者について、現行法における技能実習という狭い文脈で考えれば、人材育成が先かもしれないが、実態に即して考えれば、人材確保が前提となる。また、人材育成は、技能実習期間中に限られず、その後も、滞在中、受け入れた労働者を使い捨ての労働力でなく、労働者として成長してもらうことまで含めたコンセプトと考えるべきである。こうしたことを勘案し、人材確保、そして育成というのが妥当な順番であると考えます。</p>	反映	
	<p>企業単独型の技能実習の記述について</p> <p>2(1)の文中にある企業単独型技能実習の記述については、なぜ、この形態についてだけ、ここで特筆するのか、やや唐突感がある。技能実習後も人材育成がきちんに行われているケースとして、後段の章で言及すべきではないか。</p>	反映(後半議論)	

委員	第6回会議資料に対する意見	対応	原案維持の理由又は補足
大下委員	<p>1 はじめに</p> <p>・検討の方向性を示す最後の一文は、「国際的にも理解が得られるもの」のみの記載となっている。今回の見直しの主旨は「人材確保」にあり、「深刻な人手不足の解決に資するとともに」等の文言を追記すべき。</p>	反映	p25「はじめに」においては、前段で検討に際しての観点を示し、後段ではそれらの観点を踏まえた見直しに当たっては国際的な理解も得られるものとする、という付加的な視点を加えています。この点、人手不足への対応という観点については、他の観点と同様前段に記載しました。
	<p>2 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について</p> <p>(2)外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度(キャリアパス)の構築(両制度の対象職種の在り方を含む。)</p> <p>「技能実習と特定技能の対象職種を一致させる」とたたき台よりも適切な記載となったが、「現在の両制度対象職種を中心に“全て”の職種を対象に、人手不足の現状と外国人材受入ニーズを踏まえ検討する」と記載すべき。</p>	反映	
	<p>3 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について</p> <p>(3)外国人の日本語能力向上に向けた取組(コスト負担の在り方を含む。)</p> <p>外国人労働者の負担とはせずに「受入れ企業等の負担としつつも、国や自治体が日本語教育環境の整備などの支援を適切に行い」とあるが、共生社会の実現に向けては、日本語能力向上の支援における国・自治体のより主体的な役割発揮が不可欠。「就業に必要な日本語は企業、生活に必要な日本語は国や自治体が負担し、適切な支援を行い」と表現を改めるべき。</p>	一部反映(後半議論)	企業の負担は職業上必要なもののみという点については、現時点で委員の共通認識にはなっていないと認識していますので、その点を踏まえた記載にしたことに御理解願います。具体的には後半で御議論いただきたいと考えます。

委員	第6回会議資料に対する意見	対応	原案維持の理由又は補足
黒谷委員	全体について ①「中間報告書(案)(概要)」において、「検討の視点」の内容が修正されているが、第5回会議後に、既にマスコミが「技能実習制度の廃止」と報道した事実は消えない。現場では、もう既に「技能実習制度の廃止」が一人歩きしている状況は変わらないので、より一層の現場への丁寧な説明が必要となっている。	原案維持	「廃止」とした理由については、前回の会議の席上で事務局から説明したとおりですが、受入れの現場や関係者に対し、誤った認識が広まらないよう、今後の情報発信においても丁寧な対応に努めてまいります。
	②「技能実習制度の廃止」という文言ばかりが目立ってしまい、現場では「技能実習制度の仕組みがすべてなくなってしまう」との認識が広まっている。新たな制度が外国人との共生社会の実現を社会のあるべき姿であることを念頭に置き、実態に即した制度としてより良い方向性を提示したにもかかわらず、この認識のまん延によって非難を浴びてしまってはもったいない。技能実習制度が有する人材育成という観点も残したままなので、「廃止」ではなく「抜本的な見直し」という文言を用いることも再考してよいのではないか。	原案維持	上記①と同じ。
	③新たな制度は、人材確保と人材育成を目的とした制度であり、結果として「国際貢献」にも寄与することを表現してもいいのではないか。	原案維持	前回会議資料(第5回)の中間報告書(案)25ページの最後の○のparaにおいて国際貢献につながる旨を記載しています。
	3 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について (1) 転籍の在り方(技能実習) ①転籍先を速やかに確保する方策があるということは、逆に言えば、転籍された受入れ機関がすぐに人を補充する方策も必要となることでもある。新たに海外から呼ぶとなると、準備期間も含めて最低5カ月はかかるので、受入れ側の懸念を払しょくする観点から、入国手続きの円滑化も検討することも盛り込んでほしい。	原案維持(後半議論)	新たな制度の詳細を検討する段階で必要な入国手続が見えてくることから、後半で優良な事業者のインセンティブとして手続の簡素化を採用することなどと併せて御議論いただくことに御理解願います。

<p>3 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について</p> <p>(3)外国人の日本語能力向上に向けた取組(コスト負担の在り方を含む。)</p> <p>①日本語能力の要件化について、入国時にハードルが高くなる心配がある。かえって障壁になって優秀な人材に日本が選ばれなくなってしまうという懸念がある。「就労開始前の日本語能力の担保方策」とは、どのようなものなのかをもう少し詳しく表現することを検討してほしい。</p>	<p>反映</p>	
<p>②「国や自治体が日本語教育環境の整備などの支援を適切に行いながら」とあるが、国と自治体も役割を分担した方が良いのではないか。国には、教育環境整備や日本語教育に対する補助をお願いしたい。</p>	<p>反映</p>	
<p>その他</p> <p>①日本語能力の支援のほか、地方での住宅確保など、外国人材が安心して日本で生活できるためのサポートが充実されることで、外国人に日本を選んでもらえるような気持ちにさせる表現を盛り込んでほしい。</p>	<p>反映</p>	<p>3(2)イ3つ目の○のパラ内に御指摘の点を加筆しました。</p>
<p>②自治体には、外国人が生活しやすくなるインフラ整備を期待したい。具体的には以下のとおりだが、これらのことが読み取れる表現を盛り込んでほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ出しのルールや分別方法等について外国人にわかりやすい資料を作成する ・地域住民との交流の場を設ける ・外国免許の切り替え試験で使用できる外国語を増やす ・病院で通訳を使用できるようサポートする 等 	<p>反映</p>	<p>3(2)イの最後に○を追加して加筆しました。</p>

委員	第6回会議資料に対する意見	対応	原案維持の理由又は補足
是川委員	<p>2 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について</p> <p>(1)制度目的と実態を踏まえた制度の在り方</p> <p>○ 現行の技能実習制度は人材育成を通じた国際貢献を制度目的としているものの、技能実習生が国内の企業等の労働力として貢献しており、制度目的と運用実態の乖離が指摘されている。このことにも鑑みると、今後も技能実習制度の目的に人材育成を通じた国際貢献のみを掲げたままで労働者として受入れを続けることは望ましくないことから、現行の技能実習制度を廃止して人材確保及び人材育成を目的とする新たな制度の創設を検討すべきである。すなわち、技能実習制度が人材育成に加え、事実上、人材確保の点においても機能していることを直視し、このような実態に即した制度に抜本的に見直す必要がある。なお、技能実習制度の目的と一致した運用実態が認められる企業単独型の技能実習や現行制度から新たな制度への円滑な移行の在り方については、最終報告書の取りまとめに向けて具体的に議論していくこととする。</p> <p>(理由)</p> <p>本有識者会議でのこれまでの議論においても、企業単独型の技能実習に関して、技能実習制度の目的と一致した運用実態が認められるとの記述には十分なエビデンスがなく、企業単独型に限って「技能実習制度の目的と一致した運用実態が認められる」との事実認定と評価を行うことは、これまでの他の論点に関する議論との平衡を欠くため。こうした点については、同文後段「現行制度から新たな制度への円滑な移行の在り方については、最終報告書の取りまとめに向けて具体的に議論していくこととする。」に含まれると考えられる。</p>	一部反映（後半議論）	御意見を踏まえ、企業単独型に関する評価については削除させていただきました。一方で、会議では企業単独型についても検討する旨を明らかにすべきとの御意見もあったことから、単に「企業単独型の技能実習…については、…具体的に議論」としています。また、その評価については後半で御議論いただきたいと考えます。

	<p>2 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について</p> <p>(2) 外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度(キャリアパス)の構築(両制度の対象職種の在り方を含む。)</p> <p>・最後の○「我が国の企業等が魅力ある働き先として選ばれるためには～」の次に以下を追加。</p> <p>○ また、帰国する場合にそのスキルを生かすことができるよう、技能検定を始めとした資格の国際的な相互認証に向けた取り組みについても併せて検討する必要がある。</p> <p>(理由)</p> <p>現行の技能実習制度においても、帰国後のスキルの活用については課題があるとされているところ、新しく創設される制度においても国際貢献の機能を残すにあたって、それを担保するための具体的な仕組みが必要なため。また、資格の相互認証は新しく創設される制度が Skills Mobility Partnerships (SMPs)となるために必須の仕組みである。送り出し国側の要望を見ても、スキルの相互認証へのニーズは高く、また移民に関するグローバルコンパクトにおいても目標18において「技能、資格、適性の相互認証の推進」が掲げられていることから、国際的な評価を高める上でも極めて重要である。</p>	一部反映	「資格の相互認証」の可否については異なる御意見もあった中で、その趣旨を記載しております。
	<p>3 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について</p> <p>(2) 管理監督や支援体制の在り方</p> <p>ア 監理団体や登録支援機関の監理及び支援の在り方(存続の可否を含む。)</p> <p>○ 日本語能力やスキルレベルが未熟練の外国人材を海外から円滑に受け入れ、適切な人材育成等を行うためには、現行の技能実習制度において監理</p>	原案維持	委員の間に様々な御意見があることから御理解願います。

	<p>団体が担っている国際的なマッチング機能、受入れ企業等に対する適正な受入れの監理・支援の機能、外国人に対する職業生活から日常生活までの全般的な保護・支援等の機能や、現行の特定技能制度における登録支援機関が担っている外国人に対する支援の機能は<u>極めて重要</u>である。</p> <p>(理由)</p> <p>現行の特定技能制度において登録支援機関の利用は必須ではないことから、原案の「必要不可欠である」とすることまでは不要であるものの、今後、監理団体や登録支援機関の役割がより一層重要となることを鑑みれば、その重要性を強調する必要があるため。</p>		
	<p>3 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について</p> <p>(2) 管理監督や支援体制の在り方</p> <p>イ 国の関与や外国人技能実習機構の在り方(存続の可否を含む。)</p> <p>最後の○「新たな制度において、業所管省庁は～」の後に以下を追加。</p> <p>○ 地方自治体も地方における人材確保や外国人材への支援等の観点から必要な取り組みを行う。</p> <p>(理由)</p> <p>現行の技能実習法においても地方自治体の責務に関する規定があるように、新たな制度においても地方自治体の役割は重要。特に地方における労働力確保という観点は地方自治体にとっても重要なものであることから、記載することが必要であるため。</p>	反映	
	<p>3 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について</p>	反映	「国際労働市場における求人側と求職者との著しい情報の非対称性を内包したマッチングのメ

<p>(2)管理監督や支援体制の在り方</p> <p>ウ 国際労働市場の実態及びメカニズムを踏まえた送出国機関や送出しの在り方 (入国前の借金の負担軽減策、MOCの更なる強化方策を含む。)</p> <p>○ この点、政府機関自らが国際的な職業紹介の機能を担うこととしても、政府機関にたどり着く前に悪質なブローカーが介在する可能性は排除されるわけではない等の指摘も見られる。その点も踏まえつつ、新たな制度の仲介機能については、国際的な職業紹介のプロセスでの外国人の負担をできる限り軽減するよう、職業紹介における費用負担の国際的なルール、送出国の送出国制度や関係法令との整合性、諸外国の受入れ制度の運用状況、費用対効果、<u>経済学的メカニズム</u>などの総合的な観点から、最終報告書の取りまとめに向けて具体的に議論していくこととする。</p> <p>(理由)</p> <p>国際労働移動における問題の多くは、経済学的なメカニズムによって説明可能である。よって、問題の解決のためにはこうしたメカニズムを踏まえることが必須のため。</p>		<p>カニズム」]として反映しました。</p>
---	--	-------------------------

委員	第6回会議資料に対する意見	対応	原案維持の理由又は補足
佐久間委員	<p>2 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について</p> <p>(1) 制度目的と実態を踏まえた制度の在り方</p> <p>・1つ目の○の「現行の技能実習制度は」から始まる段落の、下から6行目、「すなわち」からが今回新たに付け加えていただいたと思います。この部分では、「技能実習制度が人材育成に加え、事実上、人材確保の点においても機能していることを直視し、・・・」と記載があります。この点も踏まえると、前回会議でも発言しましたとおり、現行の技能実習制度のもつ人材育成機能を主として、人材確保機能も新たな目的とした制度とすべきであり、「人材確保」「人材育成」の順番は逆にすべきであると考えます。</p>	原案維持	<p>前回の会議の席上で事務局から説明した理由のとおり「人材確保」と「人材育成」の順番につきまして、二つの目的に軽重はないことを前提として、人材確保のために受け入れ、受け入れたからにはしっかりと育成を行うという考えで記載しております。この点については異なる御意見もあったところ、順番の前後については御理解願います。</p>
	<p>・3つ目の○の「特定技能制度については」から始まる段落の、上から3行目「登録支援機関による適切かつ実効的な支援の在り方・・・」と記載がありますが、「登録支援機関に求められる支援10項目を網羅する適切かつ実効的な支援の在り方」に修正すべきと考えます。また、これまで何度も発言をしていますが、特定技能制度の手数料には上限設定がありません。その点は、今後、問題がでてくるかと思しますので、中間報告書にも登録支援機関の手数料について、上限規制も含めて検討していく必要があるとの記載を加えていただきたいと思います。</p>	一部反映（後半議論）	<p>「支援 10 項目を網羅する適切かつ実効的な支援の在り方」については、「支援 10 項目」は後半で御議論いただく中で変わり得ることや、「適切かつ実効的な支援の在り方」については、後半の議論において支援を適切に行う機能を果たすことができる優良な機関に関連して御議論いただきたいと思います。また、手数料については、後半で登録支援機関の要件の中で御議論いただけるよう、3(2)アの三つ目の○のpara内に加筆しました。</p>
	<p>2 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について</p> <p>(2) 外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度(キャリアパス)の構築(両制度の対象職種の在り方を含む。)</p> <p>・「技能実習制度における」から始まる段落の2行目、「業界からの要望及び受</p>	反映	

<p>入れの必要性を前提として」と記載がありますが、特定技能制度は、生産性向上支援策、人材確保支援策を講じてもお、人手不足の産業における人材確保手段であるため、「業界からの要望及び生産性向上・国内人材確保の取り組み状況を検証し、」と追記していただきたいと考えます。</p>		
<p>・また、特定技能2号の追加も含む、対象職種・分野など拡大にあたっては、政公労使などで組織される機関を設置して決定していくべきであり、その点を追記していただきたい。</p>	反映	
<p>3 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について (1) 転籍の在り方(技能実習) ・2つ目の○の「その際」から始まる段落の上から3行目の、「地方における安定的な人材確保」の部分について、確かに安定的な人材確保は重要であると考えておりますが、現行の技能実習制度においても、新たな制度においても、人材育成を主とした制度とすべきと考えておりますので、「地方の中小企業における安定的な人材育成及び人材確保」と修正すべきであると考えます。また、その下の行の、「新たな制度の目的である・・・」の部分についても前記と重複しますが、「人材確保」と「人材育成」の順番は逆にして記載すべきであると考えます。</p>	原案維持	<p>前回の会議の席上で事務局から説明した理由のとおり「人材確保」と「人材育成」の順番につきまして、二つの目的に軽重はないことを前提として、人材確保のために受け入れ、受け入れたからにはしっかりと育成を行うという考えで記載しております。この点については異なる御意見もあったところ、順番の前後については御理解願います。</p>
<p>3 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について (2) 管理監督や支援体制の在り方 ア 監理団体や登録支援機関の監理及び支援の在り方(存続の可否を含む。) ・2つ目の○の「他方、現行制度化の」から始まる段落の最後の行で、「特定技能の方も、同様に是正していく必要がある」という記載について、「同様に是正」という表現が曖昧なので「厳しく排除又は適正化していく必要がある。」と修正す</p>	反映	

	<p>べきであると考えます。</p> <p>・3つ目の○の「新たな制度においては」から始まる段落の、下から3行目の「特定技能制度における・・・」の部分について、「特定技能制度における支援10項目の実施、手数料の上限規制策を講じるなどの登録支援機関の機能や要件・・・」と、登録支援機関の機能や要件の方向性について具体的に記載をしていく必要があると考えます。</p>	<p>一部反映（後半議論）</p>	<p>「支援10項目を網羅する適切かつ実効的な支援の在り方」については、「支援10項目」は後半で御議論いただく中で変わり得ることや、「適切かつ実効的な支援の在り方」については、後半の議論において支援を適切に行う機能を果たすことができる優良な機関に関連して御議論いただきたいと考えています。また、手数料については、後半で登録支援機関の要件の中で御議論いただけるよう、3(2)アの三つ目の○のパラ内に加筆しました。</p>
	<p>・5つ目の○の「両制度において」から始まる段落に、特定技能制度における登録支援機関や、行政の監督体制に関する記載があります。試験ルート特定技能外国人は、技能実習ルートの特定技能外国人と比べると技能も日本語能力も低く、支援の必要性が高いため、登録支援機関による支援だけでは十分ではなく、監理団体が引き続き支援していくことも有効だと考えます。よって、この○の段落の最後には、「なお、特定技能制度においても、試験ルートの1,2年目の特定技能外国人に対しては、支援ノウハウの豊富な監理団体を兼ねる登録支援機関に支援を依頼する方策も考えられる。」との記載の追記をしていただきたいと思います。</p>	<p>原案維持（後半議論）</p>	<p>御意見の点はヒアリングでの指摘はあったものの、具体的に議論がされていないことから、後半で登録支援機関による適切かつ実効性のある支援の在り方に併せて御議論いただくことに御理解願います。</p>

【追加提出分】

委員	第7回会議資料に対する意見	対応	原案維持の理由又は補足
佐久間委員	<p>1 はじめに</p> <p>・「第1 はじめに」と「第4 検討の方向 1 はじめに」と、“はじめに”が2度でてきており、違和感。「第4 検討の方向 1 基本的考え方」としてはどうか。</p>	反映方向で検討	文言上の修辞、形式については、最終的に補正する予定です。
	<p>全体について</p> <p>・「我が国」を「日本」とした理由についてご教示賜りたい(複数個所で修正あり)。</p>	原案維持(第7回資料のとおり)	外国人との共生社会の実現という観点では、「我が国」という言葉の語感として、排他的な印象があるという指摘があることを踏まえ、外国人の主体性との関連がある点は、「日本」という表現に修正したものです。
	<p>2 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について</p> <p>(1)制度目的と実態を踏まえた制度の在り方</p> <p>・2つ目の○の5行目で「…新たな制度にも目的として位置づけるべきである」としている。未熟練の外国人を受け入れていくのであるから、技能を修得する「人材育成」の目的があり(「狭義である」との意見もあるが、人材育成であっても目的に十分なり得るのではないか。)、そのうえで、労働力として使用しているという運用実態の乖離をなくすためにも「人材確保」とすべきである。人材確保＝労働力なら、外国人を特定技能で利用すればいいわけであり、技能実習制度が新しい制度となり、両制度がはしることとなれば、「人材育成」があり、それが「人材確保」として活用されるという点を出していくことが必要である。</p> <p>そのため、「人材確保及び人材育成」と記載されている部分は、すべて「人材育成及び人材確保」とすべきである。なお、逆にできないのであれば、前回の会議の席上で事務局から説明されたとおり「<u>なお、「人材確保」と「人材育成」の順番については、二つの目的に軽重はない</u>」ことを明記していただき</p>	原案維持(第7回資料のとおり)	前回の会議の席上で事務局から説明した理由のとおり「人材確保」と「人材育成」の順番につきまして、二つの目的に軽重はないことを前提として、人材確保のために受け入れ、受け入れたからにはしっかりと育成を行うという考えで記載しております。この点については異なる御意見もあつたところ、順番の前後については御理解願います。

<p>い。前回委員会でも3名の委員より、「人材育成及び人材確保」という意見があったと記憶している。</p>		
<p>・3つ目の○の4-5行目で「…、受入れ見込数の設定や分野の設定の在り方のほか、」について、有識者会議が開催されている間にも同時に担当課では審議を進めていたこともあり、「…、受入れ見込数の設定や1号対象分野の設定及び2号対象分野拡大に向けての決定方法等協議の在り方、」にさせていただきたい。</p>	<p>原案維持(後半議論)(第7回資料のとおり)</p>	<p>御指摘の箇所には、特定技能1号設定と2号の分野拡大も含まれます。また、御指摘の点については、今回論点として設定された「受入れ見込数の設定等の在り方」における対象分野の設定に含まれるものとして、後半で、具体的に御議論いただきたいと思います。</p>
<p>2 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について (3)受入れ見込数の設定等の在り方(特定技能制度における現行の取扱いを含む。) ・「例えば、労使団体などの」という文言を入れていただいたが、この文章が意味するところは、「何か労使団体で構成される審議会のような会議体を設けて機関決定していく」ということなのか、それとも、「業所管省庁からのヒアリング対象として労使団体の意見も聞くにとどまる」ということなのか、どういった意味合いなのか、ご教示いただきたい。</p>	<p>原案維持(後半議論)(第7回資料のとおり)</p>	<p>お尋ねいただいた点(「審議会のような会議体を設けて機関決定していく」)については、後半で具体的に議論していただきたいと思います。</p>
<p>2 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について (2)外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度(キャリアパス)の構築(両制度の対象職種の在り方を含む。) ・2つ目の○の2行目「業界からの要望及び受入れの必要性を前提として…」について、12分野の協議会は一般社団法人等であり、民間と言っても、行政の関わりが強い団体である。これらの団体は、特定技能を適正に推進するために組織されたものであり、1号にとどまらず、2号追加に向けて取り組もうとするのは当然のことである。そのため、2号への全分野の拡大を拒むことはないのではな</p>	<p>原案維持(後半議論)(第7回資料のとおり)</p>	<p>「生産性向上と国内人材確保のための取組状況の検証」の記載については、佐久間委員からの御意見を踏まえて加筆させていただいたものです。なお、御指摘の箇所は、外国人のキャリアアップの観点から、新たな制度から特定技能制度への円滑な移行のために対象職種や分野を一致させる方向で検討する際には、人材確保の観点にも立って各業界における生産性向上</p>

<p>いか。ここでいう生産性向上と国内人材確保のための取組状況について、検証とは何を言っているのか、概念的に明確にした方が良いのではないか。なお、行政等が一方的にこれらの分野や数を決めるのではなく、政公労使による協議組織を設けていただき、そこで、受入れ人数や、分野等については、協議して決定すべきである。</p>		<p>や国内人材確保のための取組状況も必要性を裏付けるものとして十分かということを確認することが検討の前提であることを示したものであると理解しています。また、「政労公使による協議組織を設け、受入れ人数や分野等については協議して決定すべき」という点については、制度共通の事項として「受入れ見込数の設定の在り方」の中で、後半で具体的に御議論いただきたいと考えます。</p>
<p>2 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について (3)受入れ見込数の設定等の在り方(特定技能制度における現行の取扱いを含む。) ・1つ目の○の6行目の「具体的に議論をしていくこととする。」の後に、「人手不足の業界に限定し、むやみに対象職種、業種を拡大しないこと。その受入れ可能人数については、特定の企業による大量の労働力の確保とならないよう、地域の中小企業に行き渡るような配分等を検討する政公労使による協議体組織を創設し、決定していくことが望まれる。」とされたい。</p>	<p>原案維持(後半議論)(第7回資料のとおり)</p>	<p>御指摘の点については、26 ページの一つ目の○中に記載がある「人手不足状況や国内労働市場への影響の確認」に含まれると考えます。また、その点は、労使などの様々な関係者の意見等を踏まえて判断がされる仕組みに関係するところ、その仕組みについて、後半で具体的に御議論いただきたいと考えます。</p>
<p>3 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について (1)転籍の在り方(技能実習) ・2つ目の○の3行目の「地方における人材確保及び人材育成」について、「安定的な」という文言が落とされている。入っていた文言が落とされるということは、転籍が無制限とは言わずとも、それなりに安易にできてしまう印象を与えかねない。「安定的な」の文言は戻すべきである。</p>	<p>原案維持(第7回資料のとおり)</p>	<p>今回、御意見を踏まえて「人材育成」を加筆した結果、表現の観点から「安定的な」という修飾語を削除したのですが、転籍制限の在り方を検討する際の検討の視点として記載されている要素は全て検討の際に重点的に考慮すべき事項であることから、「地方における人材確保」という表現でも「安定的な人材確保」と同義であると考</p>

			えますので、この点について御理解願います。
<p>3 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について</p> <p>(2)管理監督や支援体制の在り方</p> <p>ア 監理団体や登録支援機関の管理及び支援の在り方(存続の可否を含む。)</p> <p>・27ページの「登録支援機関の排除・適正化」、同ページの「支援の要件の厳格化」、同ページの「費用徴収の在り方」等について、採り入れてくださり、賛成。</p>	原案維持(第7回資料のとおり)		
<p>3 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について</p> <p>(2)管理監督や支援体制の在り方</p> <p>イ 国の関与や外国人技能実習機構の在り方(存続の可否を含む。)</p> <p>・今回、たたき台も含めて初めて「地方の中小・小規模事業者」という記載がされた。確かに自治体が積極的に関与していくことは重要であるが、地方の中小・小規模事業者にも配慮しつつ安定的な人材の育成・確保ができるような新たな制度の設計とすべきである。</p> <p>・例えば、26ページの転籍の在り方の方にも、「地方における」という記載が出てくるので、「地方の中小・小規模事業者における」と、記載を加えていただきたい。</p>	原案維持(第7回資料のとおり)	28 ページについては、中小・小規模事業者の経営面に鑑み、業所管省庁だけでなく自治体の支援・環境整備が必要というものである一方、26 ページについては、転籍制限を検討する視点を示したものであるから、中小・小規模事業者に限定した記載をすることは適切ではないことについて御理解願います。	

委員	第6回会議資料に対する意見	対応	原案維持の理由又は補足
鈴木委員	<p>3 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について</p> <p>(1) 転籍の在り方(技能実習)</p> <p>(2) 管理監督や支援体制の在り方</p> <p>イ 国の関与や外国人技能実習機構の在り方(存続の可否を含む。)</p> <p>・技能実習生の日本への入国には、地方出入国在留管理局での在留諸申請や在外公館での査証申請手続きに加え、外国人技能実習機構での技能実習計画の認定などが必要であり、これらの手続き等に時間を要し、受入企業に配属されるまで半年以上かかるとの声がある。技能実習制度の見直しによって転籍制限が緩和されるのであれば尚更、転籍に伴う後継の速やかな確保のためにも、入国手続きの円滑化について、最終報告書のとりまとめの中で検討いただきたい。</p>	原案維持(後半議論)	新たな制度の詳細を検討する段階で必要な入国手続きが見えてくることから、後半で優良な事業者のインセンティブとして手続きの簡素化を採用することなどと併せて御議論いただくことに御理解願います。

委員	第6回会議資料に対する意見	対応	原案維持の理由又は補足
武石委員	<p>1 はじめに</p> <p>「これを踏まえ、」の文が、外国人の労働者という観点が薄いことから、以下に修正してはどうか。赤字部分が修正意見。</p> <p>「これを踏まえ、外国人との共生社会の実現が社会のあるべき姿であることを念頭に置き、その人権に配慮しつつ我が国の産業・経済や地域社会を共に支える一員として外国人を適正に受け入れ、我が国で働く外国人の能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会を実現する必要がある。」</p>	反映	
	<p>2 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について</p> <p>(1) 制度目的と実態を踏まえた制度の在り方</p> <p>・1つ目の○に現行の技能実習制度を廃止して新たな制度を創設するに至った理由、背景を書いているが、制度と実態の乖離があるために実態に合わせる、ということのみで、議論を十分反映させた内容とはなっていない。現行制度が人材育成を目的にしていることに起因する問題を重くみて議論を行ってきた点も明記すべきと考える。また、外国人技能実習法第3条第2項の基本理念を見直す必要があるために、現行制度の廃止という判断になっていることも明記したほうが、制度廃止の背景を合理的に説明できるのではないかと。</p> <p>企業単独型の記述に関しては、「人材確保」という点が強調されると、人材育成機能を担ってきた仕組みが、新たな制度でどう位置づけられるのかが曖昧になる。新たな制度において、企業単独型の位置づけをあらためて検討する必要があると考えられるので、この点は中間報告でも明記しておくべきと考える。ただし、表現を以下のように修正してはどうか。「なお、人材育成機能を重視して運用されてきた企業単独型の技能実習や、・・・」</p>	一部反映（後半議論）	他の御意見も踏まえ、パラグラフを分けた上で、企業単独型に関する評価の部分については削除させていただきました。また、その評価については後半で御議論いただきたいと考えます。
	<p>・3つ目の○にある特定技能制度の検討内容の書き方が不十分で、「その際」の文に、「受け入れ見込数の設定のあり方」という文言を追加すべきではないかと。</p>	反映	

<p>2 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について (2)外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度(キャリアパス)の構築(両制度の対象職種の在り方を含む。)</p> <p>・最初の○の「その際、」の文と2つ目の○の関係性がわかりにくい。対象職種や分野を一致させる方向性の考え方について、まず新たな制度について特定技能制度の対象分野と合わせる、技能実習のみで対象としている職種は特定技能制度に追加できないかを検討する、ということだと思うので、「その際」以降を新たな○として、2つ目の○と統合して全体を整理してはどうか。</p>	<p>反映</p>	
<p>・5つ目の○にある「対象分野の追加」という表現だと狭いので、「対象分野の設定」のように中立的な表現にしたほうが良いのではないか。対象分野の表現を見直すこともあると考えられる。</p>	<p>一部反映</p>	<p>特定技能2号については、追加を念頭に置いた検討が適切と考える一方で、今後の検討の方向性としては「設定の在り方」としました。</p>
<p>3 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について (2)管理監督や支援体制の在り方 ア 監理団体や登録支援機関の監理及び支援の在り方(存続の可否を含む。)</p> <p>1つ目の○、2つ目の○で、監理団体と登録支援機関の2つの重要性和課題を指摘しているが、3つ目の○は監理団体のあり方だけに言及された内容となっている。登録支援機関のあり方については、「その要件については、特定技能制度における登録支援機関の機能や要件を含めて、最終報告書の取りまとめに向けて具体的に議論していくこととする。」というだけでは不十分ではないか。登録支援機関の問題は会議でも指摘されてきており、2(1)の3つ目の○に、登録支援機関のあり方について書かれている内容を反映させるべきではないか。</p>	<p>反映</p>	

委員	第6回会議資料に対する意見	対応	原案維持の理由又は補足
富高委員	<p>2 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について</p> <p>(1) 制度目的と実態を踏まえた制度の在り方</p> <p>・中間報告書(案)の3つ目の○(第6回資料 1-2、26 ページ)に、特定技能制度について「引き続き活用していく方向で検討すべき」とあるが、登録支援機関の実効性等、様々な課題があることを踏まえれば「特定技能制度の適正化を図ったうえで引き続き活用する方向で検討する」とすべき。そのうえで、特定技能制度の議論の範囲について、「支援の在り方」、「行政の指導監督体制」などが例示されているが、検討プロセスや対象職種等、特定技能の問題点についても追記いただくなど、限定した議論とならないよう文言を工夫いただきたい。</p>	反映	
	<p>・新たな制度は、その目的を人材確保および人材育成とする方向性であるが、人材育成を通じて労働者の技能や能力は向上し、その技能・能力に応じた処遇をすることで、人材確保・定着にもつながることから、人材育成を、二つの制度の根幹として位置付けるべきである。</p>	原案維持(反映済み)	
	<p>・人材育成を通じた技能習得は、国際貢献にも資するものであり、技能実習制度の趣旨に沿って適切に運用している団体監理型や企業単独型の事例もあることを踏まえれば、新たな制度においても「国際貢献に資する」という文言は残すべきだと考える。また、今後、最終報告書をもとに改正すべき内容を条文化する際には、この二つの制度目的を通じた人材育成が、結果として国際貢献にも寄与することを明記いただきたい。</p>	原案維持(後半議論)	前回会議資料の中間報告書(案)25 ページの最後の○のparaにおいて国際貢献について記載していますが、条文に関する事項については、最終報告書を取りまとめる中で人材育成機能の在り方などを含めた議論の全体像を踏まえながら後半で御議論いただきたいと考えます。
	<p>2 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について</p> <p>(2) 外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度(キャリアパス)の構築(両制度の対象職種の在り方を含む。)</p> <p>・中間報告書(案)の1つ目の○(26 ページ)について、「対象職種や分野を一致させる方向で」とあり、「一致させる」ことが前提のように見える。具体的には今</p>	原案維持(後半議論)	これまでの議論においては外国人のキャリアアップの観点から両制度の職種や分野は一致させる方向での議論であると認識しています。その職種や分野の在り方については後半で御議論いただきたいと考えます。

<p>後検討を行うものであることから、「一致させるかどうかについて検討」とすべき。</p>		
<p>・2つ目の○(26 ページ)について、特定技能2号の対象分野の追加について、「必要性があることを前提」とすることは当然であるが、この「必要性」の具体的な内容や、必要性の有無について、誰がどのような形で検討を行うのかが不明瞭である。その前に記載がある「技能実習における対象職種への追加」も同様であるが、こうした議論は、労使を含めた関係者により公の場で検討することが必要。</p>	<p>一部反映(後半議論)</p>	<p>現行の運用について、業界の要望に基づき、それを政府のみで判断する仕組みの不透明さを御指摘いただいているところ、今後の検討の方向性としては透明性を高めるために、例えば労使などの関係者の意見などを踏まえつつ判断される仕組みにする方向性で後半に議論という記載にしています。また、技能実習の職種追加の専門家会議(非公開開催)等の現行制度における運用状況も踏まえつつ後半で具体的に御議論いただきたいと思います。</p>
<p>・5つ目の○(26 ページ)について、「働き先として選ばれるためには、我が国で習得した技能等を更にいかすことができる仕組み」とあるが、それだけでは不十分である。例えば、賃金等が他国と比べて遜色ない水準かどうかなども重要な視点であり、この点も追記いただきたい。また、「高い技能を習得して」という記載があるが、高い技能をどのように担保するのか、現行の技能検定の仕組みや、対象職種の妥当性を含め、最終報告書の取りまとめに向け、検討すべきである。</p>	<p>一部反映(後半議論)</p>	<p>高い技能の在り方については人材育成機能における技能評価の在り方と併せて御議論いただきたいと思います。</p>
<p>・スキルアップと連動した処遇の向上は、外国人労働者の働きがいやモチベーションの向上において重要であり、ひいては人材の定着にも繋がる。この点については4つ目の○(26 ページ)の「処遇その他受入れ企業等における適切な</p>	<p>一部反映(後半議論)</p>	<p>処遇に関する記載に加え、今回御指摘の職場への定着という点を加筆しましたので、処遇面も含めて後半で同等報酬規定の検証も含めて具</p>

<p>体制等の整備」に包含されていると理解しているが、具体的に「同等報酬規定の検証」や「実効性の担保」などについても検討すべきだ。</p>		<p>体的に御議論いただきたいと考えます。</p>
<p>・処遇を含む外国人の雇用管理に関しては、事業者が講ずべき必要な措置を定めた「外国人雇用管理指針」が整備されている。これまでに明らかとなった課題の多さを踏まえれば、指針ではなく、法令等に格上げすることも検討すべきではないかと考えており、この点も追記いただきたい。</p>	<p>原案維持</p>	<p>外国人雇用管理指針は、個別の在留資格にかかわらず外国人労働者を雇用する事業主が雇用管理の適正化を進めるために、労働基準法をはじめとした労働関係法令の中から外国人に特に関連する事項等を整理したものです。このため、今回有識者会議で議論している特定技能、技能実習以外の定住者や他の専門的・技術的分野の在留資格の労働者などにも共通の課題については対応すべきものと考えますが、各在留資格における雇用管理は、各制度の中で対応を行うべきと考えます。</p>
<p>3 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について (1) 転籍の在り方(技能実習) ・転籍の要件については、制度目的と併せて、今後丁寧な議論が必要だと考える。</p>	<p>原案維持</p>	
<p>・中間報告書(案)の内容は、現行の実習先変更支援の枠組みをベースに、実効性の向上を図るものと理解しており、パワハラや残業代の未払い等の問題がある監理団体・企業からの転籍は、1年未満であっても可能とすべきである。</p>	<p>原案維持(後半議論)</p>	<p>検討の方向性として現状よりも緩和であることから御指摘の点は前提として含まれていると認識していますので、詳細は、後半で御議論いただきたいと考えます。</p>
<p>・人材育成の観点からは、一定の条件を設けたうえで、キャリアアップを目的とする転籍や転職についても検討してはどうか。また、悪質なブローカーが関与しない転籍の仕組みとして、ハローワーク等の公的機関を通じた転籍活動につい</p>	<p>原案維持(後半議論)</p>	<p>御指摘の点も含めて後半で具体的に御議論いただきたいと考えます。なお、後段については、27ページ3つ目の○において、「転籍先を速や</p>

<p>でも検討すべきである。</p>		<p>かに確保する方策～を議論していくこととする」とされており、新たな制度における監理団体や技能実習機構など他の関係者の役割や取組と併せて御議論いただきたいと考えます。</p>
<p>3 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について (2)管理監督や支援体制の在り方 ア 監理団体や登録支援機関の監理及び支援の在り方(存続の可否を含む。) ・登録支援機関については、適格性や質の担保にも課題があると考えており、許可制とすることを含め抜本的に見直す必要があると考える。その観点から、2つ目の○(28 ページ)の最後の「是正が必要である」という箇所について、「許可制の検討や支援の在り方を含めた是正が必要である」等と修正いただきたい。</p>	<p>一部反映(後半議論)</p>	<p>許可制については、支援の在り方や登録支援機関の役割を踏まえて検討することが適切と考えることから、現時点では記載を差し控えることに御理解願います。また、後半で具体的に御議論いただきたいと考えます。</p>
<p>・特定技能外国人の日本語能力や日本の労働慣行に関する知識にはグラデーションがある中、支援の在り方をどう整理するかは課題。支援を担う登録支援機関の在り方として、少なくとも日本語や労働環境等、生活に直結するような問題への支援・解決に導く体制は有しているべきであり、そのような観点から、現行の支援項目やその実効性の検証を含め、最終報告書の取りまとめに向け、検討していくことが必要である。</p>	<p>反映(後半議論)</p>	<p>登録支援機関の支援の在り方を検討することについて加筆しました。その上で、登録支援機関の検討に関する記載を充実させましたので、御指摘の観点も含めて後半で御議論いただきたいと考えます。</p>
<p>3 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について (2)管理監督や支援体制の在り方 イ 国の関与や外国人技能実習機構の在り方(存続の可否を含む。) ・国の関与については、特定技能制度も含め、機構のような国の一元的な監督機関を設けるべきである。今後、外国人労働者の増加が見込まれる中、仮に新たな制度と特定技能制度両方の監督指導を担う機関とする、あるいは、新たな</p>	<p>原案維持(後半議論)</p>	<p>後半で外国人技能実習機構の役割についても御議論いただく中で整備すべき点を具体的に御議論いただきたいと考えます。</p>

<p>機関を創設するとしても、人員および財政的にも相当程度の強化が必要となる。財源の問題も含め、適切に外国人労働者の保護が図られるよう、行政による指導監督体制の在り方について議論していくことが重要だと考える。</p>		
<p>・業所管省庁の役割の明確化について、中間報告書(案)の3つ目の○(29 ページ)の通り、産業政策の観点を含め、人手確保策は十分講じられているのか、外国人労働者を受け入れなくてはならない状況であるのか等について丁寧に検討することが必要だと考える。そのうえで外国人労働者受入れの必要性、妥当性等について、エビデンスを用いつつ、労使を含む関係者を交えて公の場で議論を行っていくプロセスが重要だと考えており、新たな制度、特定技能制度いずれについても、こうした方向性で、最終報告書取りまとめに向け、検討していくべきだと考える。</p>	<p>原案維持(後半議論)</p>	<p>受入れ見込数の設定や対象分野の設定等のプロセスと関連して後半で御議論いただきたいと考えます。</p>
<p>3 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について (3)外国人の日本語能力向上に向けた取組(コスト負担の在り方を含む。) ・今後の最終報告書取りまとめに向けた議論においては、新たな制度および特定技能制度いずれについても、教育の質を担保する方策や、教育を実施するにあたっての責任の明確化等について検討することが必要である。また、費用負担の在り方については、受け入れる責任として、原則的には企業が負担することとしつつ、国および業所管省庁による財政的支援を含め、バランスをとったかたちで検討することが重要だと考える。</p>	<p>反映</p>	
<p>・新たな制度における来日前教育の在り方についても整理が必要であり、来日前の日本語学習に係る金銭的負担も含め検討が必要だと考える。中間報告書(案)の1つ目の○(30 ページ)には、「安定的な人材確保に与える影響なども十分に考慮しながら」とあるが、「安定的な人材確保に与える影響や来日前の日本語学習に係る金銭的負担なども十分に考慮しながら」などと追記いただいた</p>	<p>反映</p>	

	い。そのうえで、来日後も含め、段階的に日本語能力が向上する仕組み、支援の在り方について検討していくことが重要である。		
	その他 ・新たな制度はその目的を人材育成および人材確保とする方向性とされている。未熟練労働者を受け入れ、人材育成を実施する制度となれば、これまでの外国人労働者の受入れ政策から大きく舵を切るものだと認識している。共生社会のためには受入れ側の多文化理解の促進等の環境整備が不可欠である。そのためには、二つの制度に限らず、我が国の外国人労働者等の受入れについて、広く国民的な議論を行うことも必要となると考えており、最終報告書の取りまとめに向けこうした議論を行っていくことも必要だと考える。この点について、中間報告書(案)でも言及しておく必要があるのではないかと。	原案維持(後半議論)	御指摘の点については後半の議論を踏まえ、最終報告書に総括的に記載することも含めて後半で御議論いただきたいと考えます。
	・外国人労働者全般の検討にあたり、有識者会議のような会議体を引き続き設置し、継続的に議論を行っていくことは、入管行政の政策決定の透明性などを向上させる点においても有意義だと考える。	原案維持	

【追加提出分】

委員	第7回会議資料に対する意見(追加)	対応	原案維持の理由又は補足
富高委員	1 はじめに ・前回も述べた点であるが、受入れ側、外国人労働者の双方にとって働き、生活しやすい環境を実現するためには、共生の観点や多文化理解を含め、外国人労働者の受入れについての国民的議論が必要だと考えている。 ・そのため、「はじめに」の最後に、「なお、外国人労働者の受入れについては、政府として共生社会の実現に向けた国民的議論を行うことが必要である」等、中間報告書においても言及いただきたい。	原案維持(後半議論)(第7回資料のとおり)	御意見の点については、本有識者会議が委員御指摘の点を含めて外国人の受入れの在り方を検討する趣旨で設置されたものであり、末尾の「国際的にも理解が得られるものとなるよう」の「も」とは「国内はもとより」という意味で記載したものです。それゆえ、原案維持とさせていただくことについて御理解いただけますと幸いです。

	<p>2 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について</p> <p>(2)外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度(キャリアパス)の構築(両制度の対象職種の在り方を含む。)</p> <p>・新たな制度および特定技能制度の対象職種や分野について、中間報告書では、業界からの要望および受入れの必要性を前提とし、資料 1-2、26 ページの下から 4 行目に「対象職種や分野を一致させる方向で検討する」と記載されている。この点、これまでの意見を踏まえた記載であると認識しているが、現在の特定技能制度においては、賃金水準や人手不足の状況を踏まえ、外国人労働者を受け入れるべき職種なのか等、現場の実態が十分反映されているかは疑問がある。こうした懸念が払しょくされない中で、「一致させる方向」とすることには違和感がある。まずは、現行制度における、業所管省庁の取り組みの確認を含め、受入れの必要性や妥当性をしっかり検証すべきだと考える。またその際には、段階的・継続的に技術や技能が向上する職種なのか、技能検定といった技能の向上を証明する客観的指標があるのか等、人材育成の視点を重視して検討すべきだと考える。</p> <p>・28 ページの 3 行目では「例えば労使団体などの様々な関係者の意見や」というかたちで修正いただいた。(3)受入れ見込み数の設定等の在り方という論点ではあるものの、受入れ見込み数に加え、対象分野の設定等も含めた、検討プロセス全般に係る記載だと認識している。これまで申し上げてきた通り、新たな制度および特定技能制度について、受入れの必要性や人数の妥当性等は、現場の実態等も踏まえ慎重に検討する必要がある、労使など関係者を交え、公の場で議論を行うようなプロセスを設けるべきだと考える。</p> <p>・資料 1-2、27 ページの 27 行目に「賃金等の待遇面や(略)具体的に議論していくこととする」とある。具体的に何を議論するのかを明確にする観点から、「日本の企業等が魅力ある働き先として選ばれるために、賃金等の待遇面や実効</p>	<p>(3つ目の○の提案)</p> <p>一部反映方向で検討</p> <p>原案維持(後半議論)(第7回資料のとおり)</p>	<p>文言上の修辞や形式については、最終的に補正する予定です。また、同等報酬規定の実効性の点については、賃金等の待遇面に含めて後半で具体的に御議論いただきたいと考えます。原案維持とさせていただくことについて御理解いただけますと幸いです。</p>
--	---	---	--

<p>的な技能の習得・評価の妥当性等について、最終報告書の取りまとめに向けて(略)」と入れ替えてはどうか。併せて、現行の技能実習制度および特定技能制度にある同等報酬規定の実効性については課題だと考えており、今後検討すべき。</p>		
<p>2 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について (3) 受入れ見込数の設定等の在り方 「例えば労使団体などの様々な関係者の意見や」というかたちで修正いただいた。受入れ見込み数の設定等の在り方という論点ではあるものの、受入れ見込み数に加え、対象分野の設定等も含めた、検討プロセス全般に係る記載だと認識している。これまで申し上げてきた通り、新たな制度および特定技能制度について、受入れの必要性や人数の妥当性等は、現場の実態等も踏まえ慎重に検討する必要がある、労使など関係者を交え、公の場で議論を行うようなプロセスを設けるべき。</p>	<p>原案維持(後半議論)(第7回資料のとおり)</p>	<p>御意見の点については、後半で具体的に御議論いただきたいと思います。原案維持とさせていただきますことについて御理解いただけますと幸いです。</p>

	<p>3 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について</p> <p>(2)管理監督や支援体制の在り方</p> <p>ア 監理団体や登録支援機関の監理及び支援の在り方</p> <p>・資料 1-2、28 ページ、(1)転籍の在り方の3つ目の○を追記いただいたが、失踪をいかに未然防止するかという視点も重要だと考える。「人権侵害の防止」の具体策について、資料 1-2、29 ページの 16 行目を「人権侵害事案への対応を含めた監理・保護・支援に関する要件」と修正するなど、監理団体や登録支援機関の要件の記載に例示的に示すとともに、最終報告書の取りまとめに向け、今後検討すべきである。</p>	<p>原案維持(後半議論)(第7回資料のとおり)</p>	<p>失踪の未然防止という視点は、現行制度においても監理団体等がいかに適切にその責務を果たしているかによるものであり、「監理・保護・支援」の要件には人権侵害事案への対応の観点が含まれておりますので、後半で具体的に御議論いただきたいと考えます。原案維持とさせていただきますことについて御理解いただけますと幸いです。</p>
--	--	------------------------------	--

委員	第6回会議資料に対する意見	対応	原案維持の理由又は補足
樋口委員	<p>第4 検討の方向性の追加記載について</p> <p>「第4 検討の方向性」の検討項目として、次の2点、追加をお願いしたい。</p> <p>(1)追加すべき検討事項の内容(その1)</p> <p>「正規の手続きを経ないで転籍等した外国人材について、制度上、彼らをどのように取り扱い、方向付けていくべきか、最終報告書の取りまとめに向けて具体的に議論していくこととする。」</p> <p>①追加が必要と考える理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな制度の下でも正規の手順・手続きを経ないで転籍等する外国人材が一定割合出てくるものと思われま。こういった人たちは、そもそも、働くために来日した真っ当な人たちですから、(他に何らかの法令違反を犯せば別ですが、)当該制度を逸脱したからといって、単純に、かつ、確定的に不法滞在者・不法就労者にしてしまってもよいのか、社会の安定の観点からも、彼らを制度上どのように位置付け、どのように向き合っていくべきか、知恵を出す必要があります。 ・因みに、現行制度の下でも、しばしば失踪事案が報道に取り上げられ、社会的な懸念事項になっていますが、制度が彼らを逸脱者として確定的に位置付けているが故の問題事象とも考えられます。いずれにしても、新制度の下で来日する外国人材の一定割合が正規の居場所を持たない存在になってしまう状況は、社会の安定の観点からも好ましくありません。 <p>②挿入が適当と考えられる箇所(次のいずれか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第4検討の方向性」-3に(4)を追加し、「その他の検討事項」として挿入する。 ・「第4検討の方向性」に4を追加し、いわば「その他の検討事項」の1つとして挿入する。 <p>※本件の具体的な議論の方向性としては、例えば、不正規の転籍等を敢行した外国人材が一定期間内に届出をし、一定の猶予期間内に幾つかの要件を満たすことができれば追認するといった仕組みが考えられる。</p>	一部反映	御意見にある不法滞在者や不法就労者の取扱いについては、技能実習制度と特定技能制度にとどまらず、他の在留資格にも関わる出入国在留管理全体にまたがる問題であり、今回の有識者会議の議論の範囲を大きく超えるものであると考えます。また、中間報告書に向けて議論する論点については会議の冒頭で委員の合意により確定させた上で御議論いただいているところ、論点にない検討項目を設けて中間報告書に記載することは困難であることを御理解願います。そこで、委員の御意見については、転籍の在り方に関連して、転籍の結果、当該制度からこぼれ落ち得る一定数の者が犯罪の加害者にも被害者にもならない観点と捉え、(なお、非正規滞在所のものを犯罪と位置づけるかは今後更に議論が必要です。)3(1)に3つ目の○のバラに、その旨を加筆しました。

	<p>(2) 追加すべき検討事項の内容(その2)</p> <p>「特に、地方の中小事業者が必要とする外国人材を確保できるよう、就労環境等に係る地方と都市圏の格差是正の在り方について、最終報告書の取りまとめに向けて具体的に議論していくこととする。」</p> <p>①追加が必要と考える理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方の中小事業者が外国人材を確保しづらい現状をいかに改善できるかは、今般の制度見直しの実質的な重要課題の1つと認識しています。 <p>さらに言えば、地方と都市圏の格差是正は、(地方の労働力不足の緩和に資するだけでなく、)外国人材の不正規な移動(転職等)を少なくすることに繋がり、外国人材を社会の中に安定させる観点からも重要な課題です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方と都市圏の格差是正に資する関連施策については、既に、「第4検討の方向性」の各項目の中に盛り込まれているようにも読めますが、重要な課題ですので、横串的な検討項目として、独立して立てておくべきです。 <p>独立の項目として立てることによって、既存の各検討項目の中に組み込まれている諸々の施策が十分かどうか、全体像を点検することができます。</p> <p>また、公表される「第4検討の方向性」のメッセージ性に鑑みても、独立した検討項目として立てておくべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業間や産業分野間の就労条件等の格差是正については、企業努力や業界或いは業所管省庁の取組みにより、相当程度、対処可能だと思われませんが、地方と都市圏の格差是正については、制度論として検討すべきです。 <p>②挿入が適当と考えられる箇所(次のいずれか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第4検討の方向性」-2-(1)に、4つ目の○を追加し、挿入する。 ・「第4検討の方向性」-2に、(4)を追加し、挿入する。 ・「第4検討の方向性」-3-(1)に、3つ目の○を追加し、挿入する。 ・「第4検討の方向性」に、4を追加し、いわば「その他の検討事項」の1つとして挿入する。 	<p>一部反映</p>	<p>御意見にある就労環境等に係る地方と都市圏の格差是正については重要な視点ではありますが、外国人だけでなく日本人を含めた労働者全般に存在するものであり、今回の有識者会議の議論の範囲を大きく超えるものであると考えます。また、中間報告に向けて議論する論点については会議の冒頭で委員の合意により確定させた上で御議論いただいているところ、論点にない検討項目を設けて中間報告書に記載することは困難であることを御理解願います。そこで、委員の御意見については、国の関与に関連すると考えますので、3(2)イに4つ目の○を追加し、その中に地方における人材確保の重要性を指摘された複数の委員の意見と総合する形で加筆しましたので御理解願います。</p>
--	--	-------------	--

委員	第6回会議資料に対する意見	対応	原案維持の理由又は補足
堀内委員	2 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について (1) 制度目的と実態を踏まえた制度の在り方 1つ目の○:「企業単独型」に関する記述について、中間報告書案で示されたとおりの記載を希望する。ヒアリングでも明らかになった通り、企業単独型においては人材育成を通じた国際貢献の仕組みが適切に機能している。	一部反映(後半議論)	他の御意見も踏まえ、パラグラフを分けた上で、企業単独型に関する評価の部分については削除させていただきました。また、その評価については後半で御議論いただきたいと考えます。
	3 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について (2) 管理監督や支援体制の在り方 イ 国の関与や外国人技能実習機構の在り方(存続の可否を含む。) 3つ目の○:「その際、地方における人材確保や～」の文章について、第三者が文意をつかみにくい表現となっており、表現の修正が必要と考える。	反映	

【追加提出分】

委員	第7回会議資料に対する意見	対応	原案維持の理由又は補足
堀内委員	2 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について (1) 制度目的と実態を踏まえた制度の在り方 4つ目の○:これまでの会議で企業単独型の技能実習制度において、不適切事例が著しく少ないことや、日本自動車工業会のヒアリングでは企業単独型が技能移転や産業競争力強化に寄与していることが示されていることから、会議での議論を踏まえた記述を企業単独型についても行ってほしい。企業単独型の取扱いについて今後議論を行うことは異論ない。なお、高橋座長代理のご意見は、記述の箇所を移動する事であって、企業単独型の評価について反対するものではないと理解する。	原案維持(第7回資料のとおり)	企業単独型の技能実習の評価については、委員御指摘のとおりと考えておりますが、他方で、他の委員からの意見にあるとおり、会議の席上においてその新しい制度の下での今後の位置付け等について具体的に議論がなされているとまで言えないため、原案維持とすることについて御理解いただけますと幸いです。企業単独型の在り方については、事務局からも運用状況に関するデータも示しつつ、有識者会議後半において、その評価も含めて御議論いただきたいと考えます。

委員	第6回会議資料に対する意見	対応	原案維持の理由又は補足
山川委員	<p>2 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について</p> <p>(2) 外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度(キャリアパス)の構築(両制度の対象職種の在り方を含む。)</p> <p>・3つ目の○の3行目にある「幅広い業務」を「幅広く発展性のある業務」としてはどうか(キャリアアップないしスキルアップによる長期就労の促進という趣旨からすると、単純に様々な業務を行うことを可能にするというだけでは十分ではなく、当該業務を工程全体の中でとらえる能力や業務遂行中のトラブルに対応しうる能力など将来のキャリアアップに資する育成を図ることが必要となるため)。</p>	反映	「特定技能制度への移行を見据えた『上で体系的な能力を身に付ける観点に立って』幅広い業務に従事」と加筆しました。
	<p>・4つ目の○の1行目にある「人材育成を適切に行うことと併せて」を「人材育成を適切かつ効率的に行うことや人材の定着を図るためのインセンティブを工夫することと併せて」としてはどうか(過度のジョブ型的に細分化された事項のスキル習得を求めることは、キャリアアップの範囲を狭めるおそれがあるうえ、受入れ企業の訓練実施コスト(それが高いことは転籍を制限する動機となりうる)、外国人材の来日・就労のためのコスト、技能実習機構の指導監督のコストを増加させるおそれもあることから、人材育成計画を大綱化・柔軟化することが望まれるため。また、受入れ企業において、転籍制限という形によらずに、外国人材の自発的定着を促す報酬上のインセンティブなどの工夫を図ることが望ましいため)。</p>	反映	
	<p>3 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について</p> <p>(2) 管理監督や支援体制の在り方</p> <p>イ 国の関与や外国人技能実習機構の在り方(存続の可否を含む。)</p> <p>・3つ目の○にある「より良い受入れを後押しする役割を担う方向で検討すべきである」を「国の政策としての整合性を確保しつつ、より良い受入れを後押し</p>	反映	

	<p>する役割を担う方向で検討すべきである」としてはどうか(各業所管省庁の役割やそれぞれの分野に応じた工夫が重要であることはもちろんであるが、外国人受入れ政策を含む入管政策は最終的にはあくまでも国としての政策であり、国の政策として整合性を欠くものであってはならないのは当然のことであるため)。</p>		
--	--	--	--